

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成19年 3 月 第 2 回訂正分)

東洋炭素株式会社

大阪市西淀川区竹島五丁目 7 番12号

発行価格及び売出価格等の決定に伴い証券取引法第 7 条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年 3 月15日に関東財務局長に提出し、平成19年 3 月16日に一般募集並びに引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの届出の効力が生じております。

1 【新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由】

平成19年 3 月 7 日付をもって提出した有価証券届出書及び平成19年 3 月 9 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、一般募集400,000株の募集の条件並びに引受人の買取引受けによる売出し400,000株及びオーバーアロットメントによる売出し100,000株の売出しの条件、その他この新株式発行並びに株式売出しに関し必要な事項が平成19年 3 月15日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、新株式発行並びに株式売出届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

2 【訂正事項】

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	1
1 新規発行株式	1
2 株式募集の方法及び条件	1
(1) 募集の方法	1
(2) 募集の条件	2
3 株式の引受け	2
4 新規発行による手取金の使途	3
(1) 新規発行による手取金の額	3
(2) 手取金の使途	3
第 2 売出要項	3
1 売出有価証券 (引受人の買取引受けによる売出し)	3
2 売出しの条件 (引受人の買取引受けによる売出し)	4
3 売出有価証券 (オーバーアロットメントによる売出し)	5
4 売出しの条件 (オーバーアロットメントによる売出し)	5
第 3 募集又は売出しに関する特別記載事項	5
オーバーアロットメントによる売出し等について	5

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数
普通株式	400,000株

(注) 1 平成19年3月7日(水)開催の取締役会決議によります。

- 2 「第2 売出要項 3 売出有価証券(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のとおり、「1 新規発行株式」及び「2 株式募集の方法及び条件」に記載の引受人の買取引受けによる一般募集(以下、「一般募集」という。)並びに「第2 売出要項 1 売出有価証券(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)においては、その需要状況を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。
- 3 平成19年3月7日(水)開催の取締役会において、平成19年6月1日(金)付をもって、普通株式1株を1.5株に分割することを決議しております。この株式分割は、平成19年5月31日(木)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき1.5株の割合をもって分割するものであります。

2【株式募集の方法及び条件】

平成19年3月15日(木)(以下、「発行価格決定日」という。)に決定された発行価額(1株につき10,768.80円)にて「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格、1株につき11,232円)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	—	—	—
一般募集	400,000株 (注) 1	<u>4,307,520,000</u> (注) 2	<u>2,154,000,000</u> (注) 3
計(総発行株式)	400,000株 (注) 1	<u>4,307,520,000</u> (注) 2	<u>2,154,000,000</u> (注) 3

(注) 1 全株式を証券会社の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。また、増加する資本準備金の額は、2,153,520,000円であります。

(注) 3の全文削除及び4の番号変更

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
11,232	10,768.80	5,385	100株	自平成19年3月16日(金) 至平成19年3月20日(火)	1株につき 11,232	平成19年3月26日(月)

(注) 1 一般募集は発行価格にて行います。

2 発行価額は、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額であります。

3 資本組入額は、「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額であります。

4 「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち発行価額相当額(1株につき10,768.80円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株券の受渡期日は、平成19年3月27日(火)であります。株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、当該受渡期日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、当該受渡期日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

(注) 1、3、4の全文削除及び2の番号変更

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	220,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成19年3月26日(月)に払込取扱場所へ発行価額と同じ額(1株につき10,768.80円)を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額(1株につき463.20円)の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	80,000株	
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	60,000株	
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号	20,000株	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	20,000株	
計	—	400,000株	—

(注) 上記証券会社と平成19年3月15日(木)に元引受契約を締結いたしました。

(注) 1、2の全文削除

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,307,520,000	40,000,000 (注) 1、2	4,267,520,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額4,267,520千円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限1,066,880千円と合わせて、全額カーボン製品生産設備等の設備投資資金に充当する予定であります。

<後略>

第2【売出要項】

1【売出有価証券（引受人の買取引受けによる売出し）】

【売出株式】

平成19年3月15日（木）（以下、「売出価格決定日」という。）に決定された引受価額（1株につき10,768.80円）にて「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、1株につき11,232円）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	400,000株	4,492,800,000 (注)	大阪府豊中市東豊中町一丁目28番8号 近藤 照久 300,000株
			大阪府豊中市東豊中町一丁目28番36号 近藤 純子 50,000株
			大阪府豊中市緑丘二丁目4番17号 近藤 尚孝 25,000株
			大阪府豊中市緑丘二丁目4番17号 近藤 朋子 25,000株

(注) 「3 売出有価証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおいては、その需要状況を勘案した結果、大和証券エヌエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

(注) 2の全文及び1の番号削除

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単 位	申込証拠 金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
11,232	10,768.80	自 平成19年 3月16日(金) 至 平成19年 3月20日(火)	100株	1株につき 11,232	元引受契 約を締結 した右記 証券会 社の本店及 び全国各 支店	東京都千代田区丸の内一丁 目8番1号 大和証券エスエムビーシー 株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目 4番1号 新光証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目13番16号 みずほインベスターズ証券 株式会社 東京都千代田区丸の内二丁 目4番1号 三菱UFJ証券株式会社	(注) 3

(注) 1 売出しは売出価格にて行います。

2 引受価額は、売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額であります。

3 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき463.20円)の総額は、引受人の手取金となります。

各証券会社の引受株式数

証券会社名	引受株式数
大和証券エスエムビーシー株式会社	220,000株
野村証券株式会社	80,000株
新光証券株式会社	60,000株
みずほインベスターズ証券株式会社	20,000株
三菱UFJ証券株式会社	20,000株

なお、元引受契約は、平成19年3月15日(木)に締結いたしました。

4 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

5 申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき10,768.80円)は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株券の受渡期日は、平成19年3月27日(火)であります。株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、当該受渡期日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、当該受渡期日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

(注) 1、2の全文削除

3【売出有価証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	100,000株 (注)	1,123,200,000	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 大和証券エスエムビーシー株式会社

(注) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式100,000株の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容については「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注) 2の全文及び1の番号削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
11,232	自 平成19年 3月16日(金) 至 平成19年 3月20日(火)	100株	1株につき 11,232	大和証券エスエムビーシー株式会社の本店及び全国各支店	—	—

(注) 1 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

2 申込証拠金には、利息をつけません。

3 株券の受渡期日は、平成19年3月27日(火)であります。株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、当該受渡期日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、当該受渡期日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

(注) 1の全文削除及び2、3、4の番号変更

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式100,000株（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、当社は平成19年3月7日(水)開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成19年4月20日(金)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）とすること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年3月16日(金)から平成19年3月20日(火)までの間、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年3月21日(水)から平成19年4月18日(水)までの間、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(100,000株)を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(100,000株)から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。